



地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後期高齢者 医療主管課(部) 長

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成28年10 月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を お願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D014自己抗体検査中(25)を(26)とし、(15)から(24)を1ずつ繰り上げ、(14)の次に次のように加える。

- (15) 抗MDA 5 抗体、抗M i-2 抗体、抗T I F $1-\gamma$ 抗体
 - ア 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1-γ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16 a 抗体の所定点数に準じて算定する。
 - イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患に関する調査研 究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者において、ELISA法により 測定した場合に算定できる。
 - ウ 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「14」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改 正 後	現 行
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料	第2章 特揭診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料
D 0 1 4 自己抗体検査	D 0 1 4 自己抗体検査
(1)~(14) 略	(1)~(14) 略
(15) 抗MDA 5 抗体、抗M i - 2 抗体、抗T I F 1 - γ 抗体	(新設)
\underline{r} 抗MDA5抗体、抗Mi-2抗体及び抗TIF1- γ 抗体は、	
区分番号「D014」自己抗体検査の「26」抗デスモグレイン	
3 抗体、抗BP180-NC16 a 抗体の所定点数に準じて算	
<u>定する。</u>	
イ 本検査は、厚生労働省難治性疾患克服研究事業自己免疫疾患	
に関する調査研究班による「皮膚筋炎診断基準」を満たす患者	
において、ELISA法により測定した場合に算定できる。	
<u>ウ</u> 本検査と区分番号「D014」自己抗体検査の「9」から「1	
4」まで及び「17」に掲げる検査を、2項目又は3項目以上行っ	
た場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を	
<u>算定する。</u>	
(16) \sim (25) 略	(15) \sim (24) 略